

令和5年10月31日(火)
第84回九都県市首脳会議

新興感染症対策への実効性ある支援について 川崎市提案

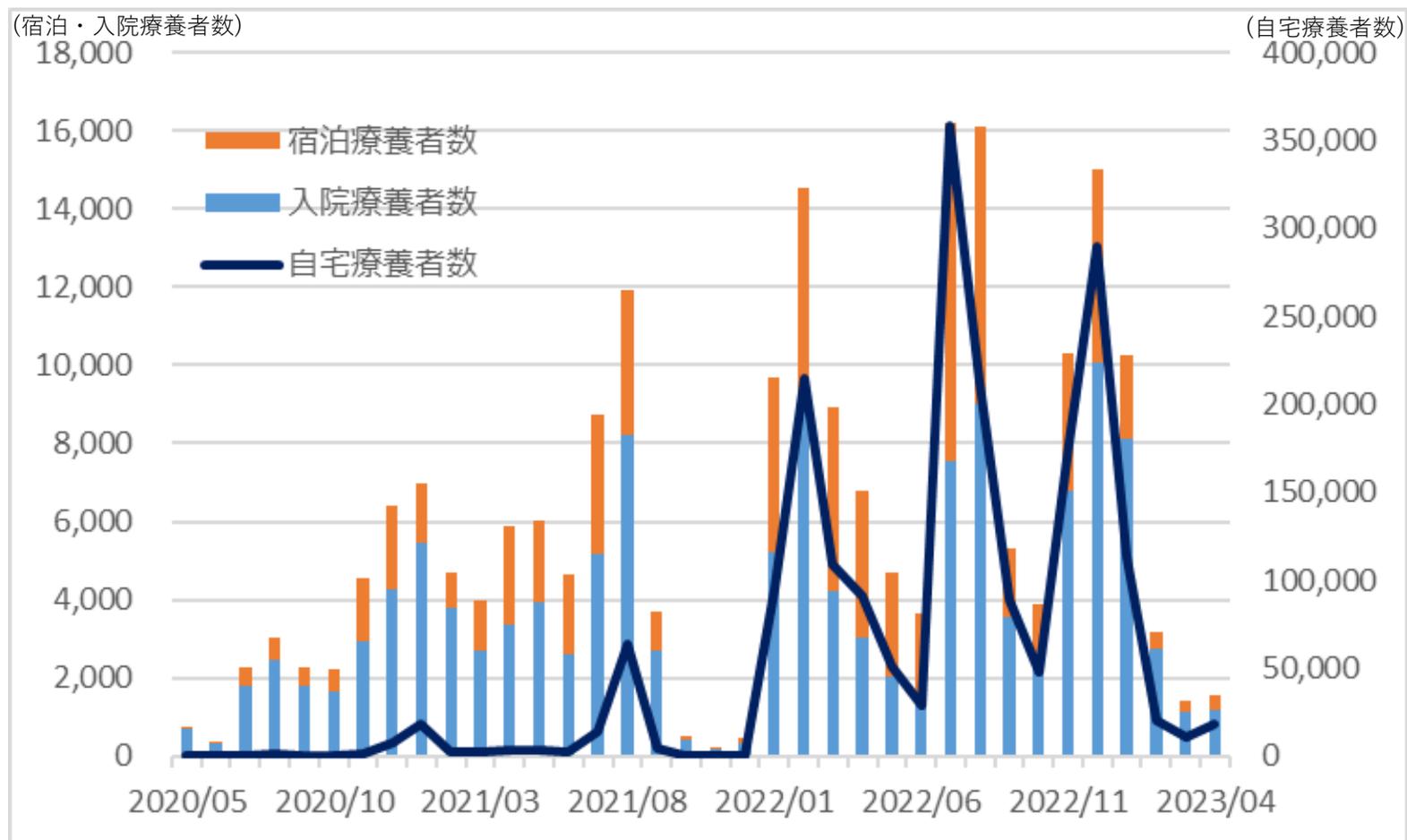


KAWASAKI
SDGs 

1 新型コロナウイルス感染症への対応

医療提供体制の確保・自宅・宿泊療養への対応など、かつてない健康危機管理事象の発生への新たな対応が必要となった。また、発生当初においては、『**情報共有・役割分担**』などに課題が生じた。

一都三県における入院・宿泊・自宅療養者数の推移



2 国の動向 ①

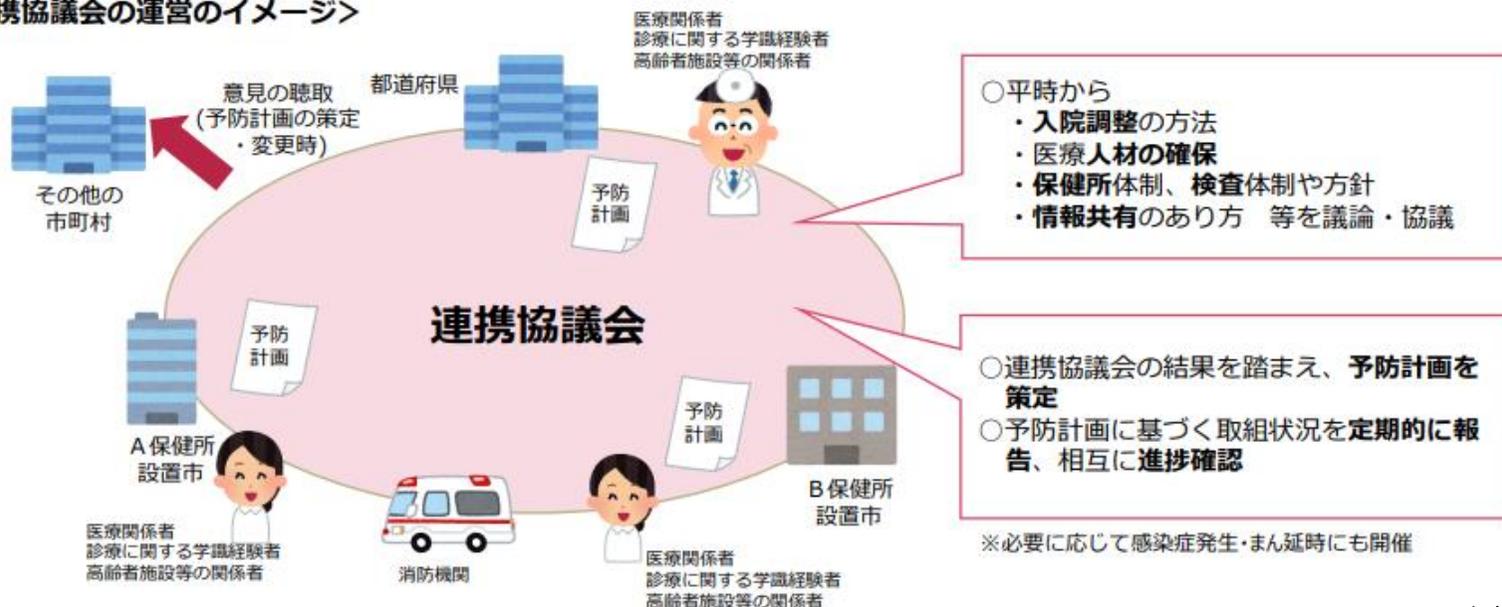
令和5年4月に感染症法^(※)が改正、『連携協議会』の創設や『予防計画』の策定等が規定

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

連携協議会の創設と予防計画の策定

- 連携協議会：入院調整の方法、医療人材の確保、保健所体制、検査体制や方針、情報共有のあり方などについて、
平時から議論・協議
- 予防計画：連携協議会の結果を踏まえて予防計画を策定、各主体が計画に基づき取組を推進

<連携協議会の運営のイメージ>



出典：厚生労働省資料

3 国の動向 ②

『宿泊・自宅療養者の医療』や『流行初期医療確保措置』等への財政支援規定の新設等、関連法令も併せて改正

感染症法の改正による医療機関等に対する財政支援規定

★印は負担規定

現行

国の負担
・補助割合

感染症指定医療機関等の設備整備 (第60条等)	入院措置 (第58条第10号等) ★	検査 (第58条第1号) ★	建物の立入制限等の措置 (第58条第8号等) ★	消毒等の措置 (第58条第5号等) ★	宿泊・自宅療養者の医療 (新設) ★	協定締結医療機関等が実施する措置 (新設)	流行初期医療確保措置 (新設) ★
1/2 (都道府県と折半)	3/4 (都道府県等は1/4)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と一般市町村が折半する場合、1/3)	規定なし	規定なし	規定なし

補助の対象機関の拡大

負担・補助規定の新設

改正後

国の負担
・補助割合

1/2 (※) ※ 特定・第一種・第二種感染症指定医療機関以外の協定締結医療機関、宿泊療養施設、検査機関を追加	3/4 (都道府県等は1/4)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と一般市町村が折半する場合、1/3)	3/4 (都道府県等は1/4)	3/4 (都道府県等は1/4)	3/4 (都道府県は1/4) ※公費の中での負担割合
--	-----------------	----------------	----------------	------------------------------	-----------------	-----------------	-------------------------------

出典：厚生労働省資料

4 想定される今後の取組

各都県市において、新興感染症への適切な対応に向けて、予防計画に基づき、
平時から様々な取組の推進が求められる中、財政的な裏付けが不可欠

今後、対応が想定される主な取組

取組の例	具体例
● 医療提供体制の確保に向けた取組	感染症指定医療機関等の設備整備、入院措置体制の確保 など
● 検査体制の確保に向けた取組	検査機器等の整備、検査試薬等の確保 など
● 宿泊・自宅療養者の医療に関する取組	患者移送体制の構築、宿泊療養・自宅療養体制の確保 など
● 感染症対応に係る人材育成の取組	保健医療関係者等への研修・訓練の実施 など

5 新興感染症への適切な対応に向けて

- 各主体が役割に応じて平時から適切な対応を実施するとともに、安定的かつ持続可能な地域の医療提供体制を確保していくためには、財政的な裏付けが不可欠
- 地域の実情に応じて、都道府県や市区町村が独自に実施する取組も含め、十分な財政措置を講じる等、真に実効的な財政措置とする必要

6 国への要望内容

(1) 新興感染症への対応にあたっては、**人口が集中する首都圏特有の課題を踏まえ**、迅速な対応が図れるよう、**平時から十分かつ柔軟な財政措置を実施**すること。

(2) 新興感染症に対応するための財政措置に係る額の決定にあたっては、**地方公共団体や医療機関等の実状や実績に十分配慮した支援**とすること。